

令和5年度

人吉城歴史館展示設備基本設計業務委託

仕様書

人吉市

人吉城歴史館展示設備基本設計業務委託 仕様書

第1章 一総則一

(適用範囲)

第1条

本仕様書は、人吉市が受託者へ業務委託する「人吉城歴史館展示設備基本設計業務委託」(以下「本業務」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条

本業務は、当市が史跡人吉城跡ガイダンス施設として設置した「人吉城歴史館」の既存の展示設備を見直し、展示の基本的な考え方を整理するとともに、展示テーマ構成や展示計画を検討し、時代のニーズに合った展示設備のリニューアルを施すことで、施設利用者へ、史跡の歴史を伝えるために展示設備の基本設計業務を行うことを目的とする。

(関係法令の遵守)

第3条

本業務の実施に当たっては、本仕様書及び契約約款に基づき行うものとする。

(委託の期間)

第4条

業務委託の期間は契約締結の翌日から令和6年3月29日までを業務期間とする。

(協議・報告等)

第5条

受託者は、発注者と綿密に連絡をとり、必要に応じて進捗状況の報告や打合せを行うものとする。また、発注者からの求めがあった場合、協議に応じなければならない。なお、打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成すること。

(成果品の瑕疵)

第6条

業務完了後、明らかに受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示により受託者の負担においてこれを是正するものとする。

(成果品の帰属)

第7条

本業務において使用又は作成した成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

第2章 一業務概要一

(業務対象施設)

第8条

本業務の対象とする施設は人吉城歴史館（人吉市麓町18番地4）とする。

(施工計画等)

第9条

本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに必要な準備を行うものとする。なお、受託者は発注者に業務計画書を提出し承認を得るものとする。

(提出書類)

第10条

本業務を着手するに先立ち、受託者は、契約後速やかに次の書類を発注者に提出し、その承認を得るものとする。また、それらの変更についても同様とする。

- (1) 管理責任者及び主任担当者等届出書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務工程表
- (5) その他当市が指示する関係書類

(業務内容)

第11条

本業務の目的趣旨を把握し、現況を把握した上で、次の業務内容を確認し、業務を行うこと。

- (1) 諸展示設備等の検討及び設定
既存の展示を見直し、展示の基本的な考え方を整理するとともに、次の(ア)～(オ)について検討を行うこと。
 - (ア) 伝えるべき情報を把握し、その表現手法を検討する。
 - (イ) 展示資料の種類・規模形状・素材等に基づき、その取扱いを検討する。

- (ウ) 展示テーマ、展示のねらい等を検討、作成する。
- (エ) 映像（AR、VR 等を含む）・模型・グラフィック・レプリカ・実物等、主な展示手法を検討、計画する。
- (オ) 平面基本配置図、利用者動線を検討する。

(2) 建築を含めた検討

展示設備の基本設計に当たり、建築・設備との調整が必要な場合は、その条件を整理する。

(3) 展示設備基本計画図の作成

(1) の (ア) ～ (オ) に係る展示意匠図（配置図、平面図、立面図、展示室イメージ図）等、必要な基本図面類を作成する。

(4) 展示設備に係る概算工事費の算出

開館までの工事スケジュール及び展示設備工事の概算工事費算出を行う。

(成果品)

第 12 条

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 展示設備基本設計図書 | 1 式 |
| (2) (1) を補完する詳細図書 | 1 式 |
| (3) 各種基本設計に関する基本図面 | 1 式 |
| (4) 上記を記録した電子媒体 (CD-R 等) | 1 式 |
| (5) その他監督員が指示した資料 | 1 式 |

(仕様の変更等)

第 13 条

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、発注者、受託者協議の上、変更することができる。

なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受託者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じたときは、発注者、受託者協議の上、決定するものとする。